

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表前後における弊社（au）のトラヒックの状況について

KDDI株式会社

2025/1/27

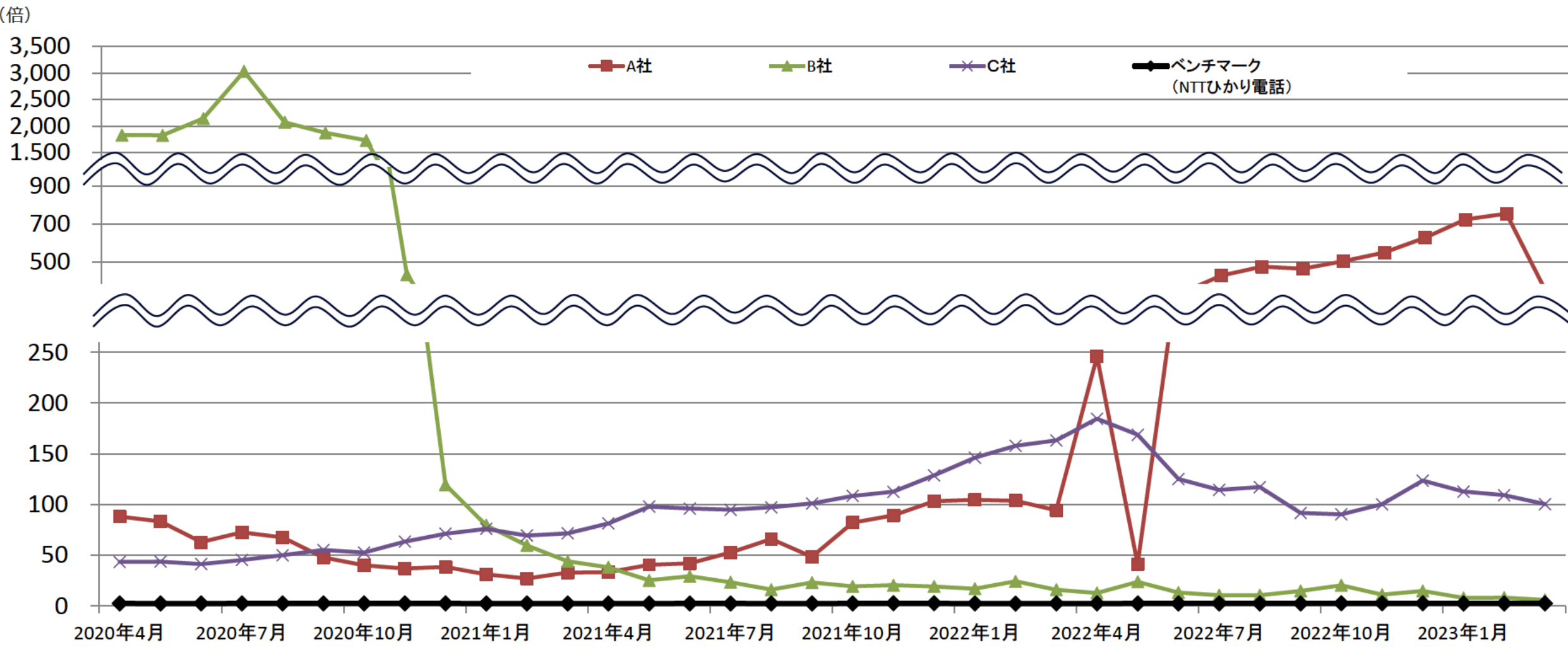
1. 2020年度～2022年度のトラヒック状況

(トラヒック・ポンピングにかかる考え方が総務省で整理される以前)

※比較対象のトラヒック傾向として、NTT東西のひかり電話を一般的なベンチマークとして記載

1-1. 発着信通話秒数比率推移 (au発/au着の比率)

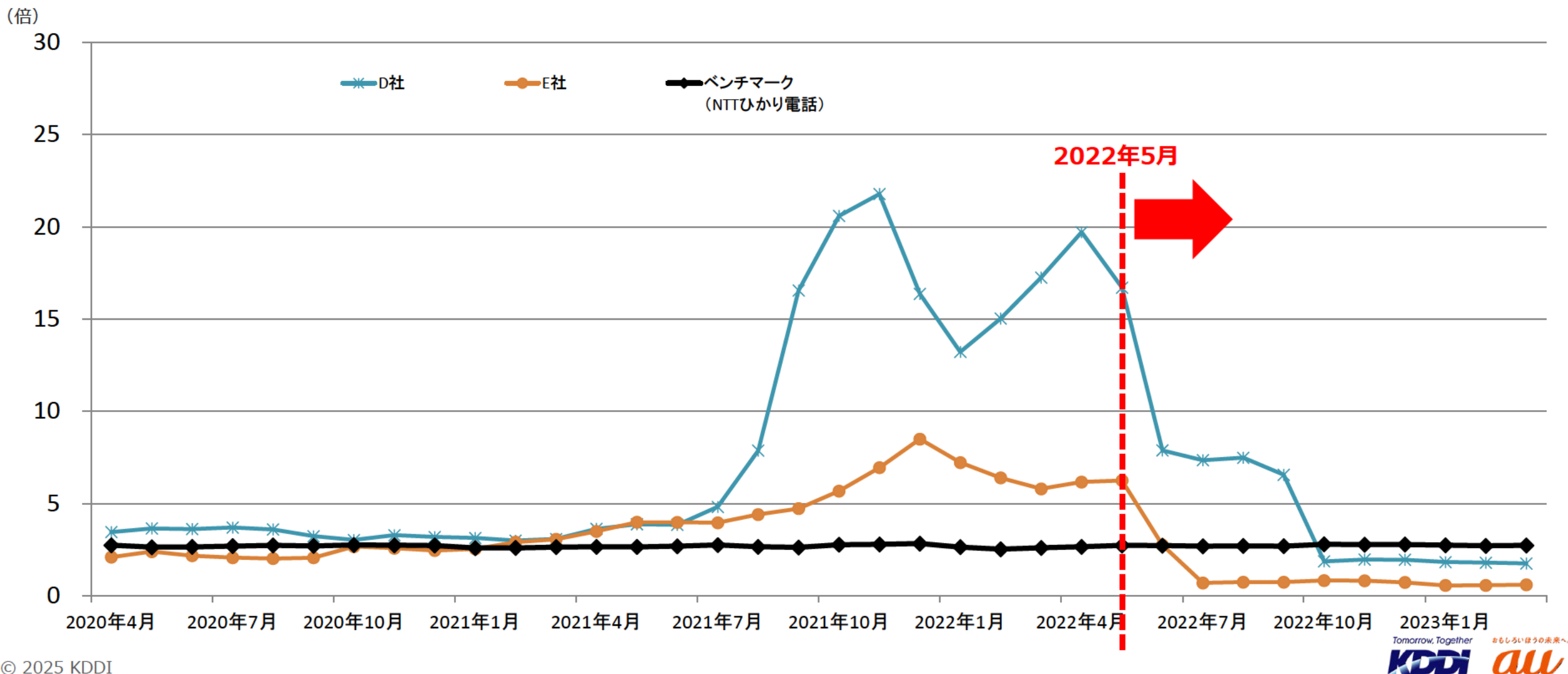
➤ トラフィック・ポンピング疑義事業者のA社-C社は、発着信通話秒数比率が100倍を超える等、疑義事業者への着信トラフィックのみが極大（ベンチマークのNTT東西ひかり電話は3倍程度）。



1-2. 発着信通話秒数比率推移 (au発/au着の比率)

3

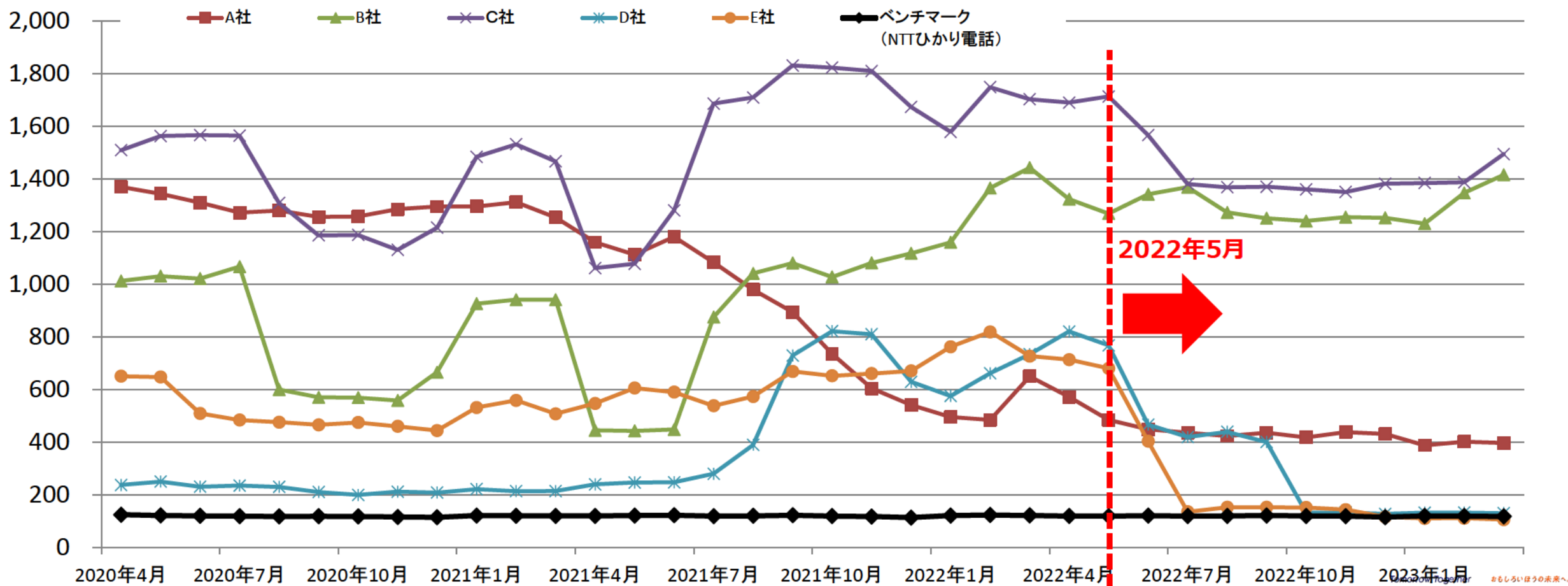
➤ トラフィック・ポンピング疑義事業者のD社・E社は、2022年5月以降、疑義事業者への着信トラフィックが急激に縮小。



2. au発信平均通話秒数推移について

- トラヒック・ポンピング疑義事業者各社は、平均通話秒数が極めて長く、月変動も大きい（ベンチマークのNTT東西ひかり電話は120秒程度で安定して推移）
- D社・E社は、2022年5月以降、急激に平均通話秒数が減少。いずれもベンチマーク水準に収束。

(秒/呼)



※もしもいろいろの未来へ。

2. 2023年度以降のトラヒック状況

(トラヒック・ポンピングにかかる考え方が総務省で整理された以降)

※比較対象のトラヒック傾向として、NTT東西のひかり電話を一般的なベンチマークとして記載

- 弊社では、以下3つの時点において、疑義事業者への着信トラヒックの傾向が大きく変化していることを確認。

① 2023年5月

接続料の算定等に関する研究会（第73回）にて「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（以下、「当該考え方」）の公表

② 2024年6月

「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）」及び「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」（以下、「当該ガイドライン案」）の公表

③ 2024年9月

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」（以下、「当該ガイドライン」）施行

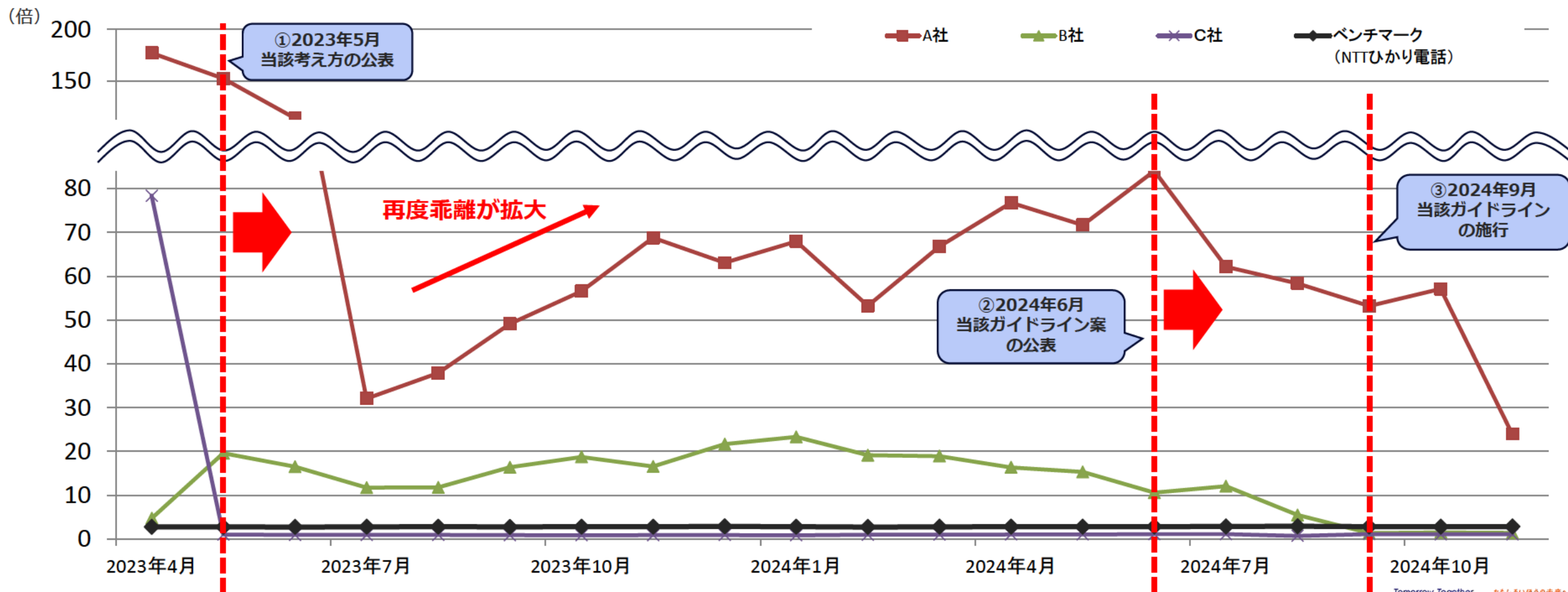
1-1. 発着通話秒数比率推移 (au発/au着)

7

- トラヒック・ポンピング疑義事業者A社-C社のうち、A社・C社は①当該考え方の公表後に発着比率の乖離が縮小。B社は②当該ガイドライン公表後に発着比率の乖離が縮小。

⇒総務省による整理がトラヒック・ポンピングの改善に寄与していると考える。

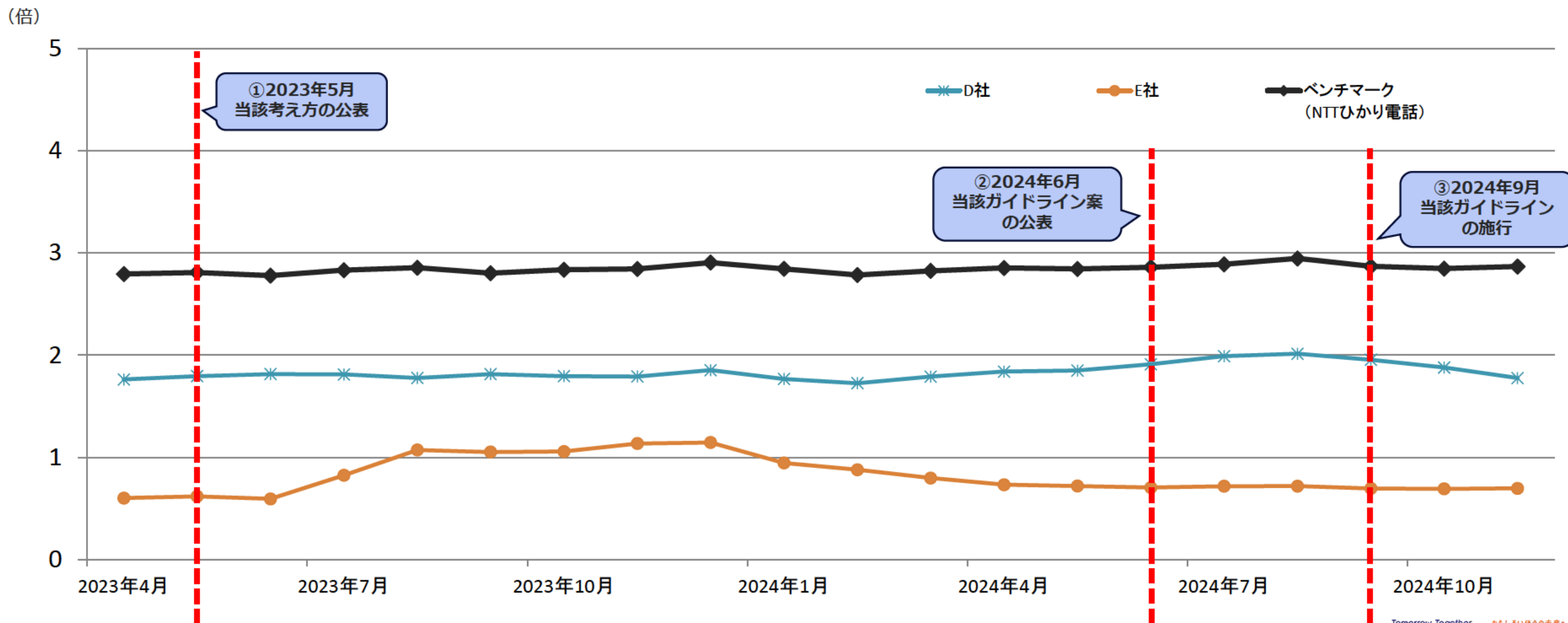
- 一方、A社は①以降再度乖離が拡大。②当該ガイドライン公表を機に縮小傾向に転じたものの、依然20倍超となっている。



1-2. 発着信通話秒数比率推移 (au発/au着)

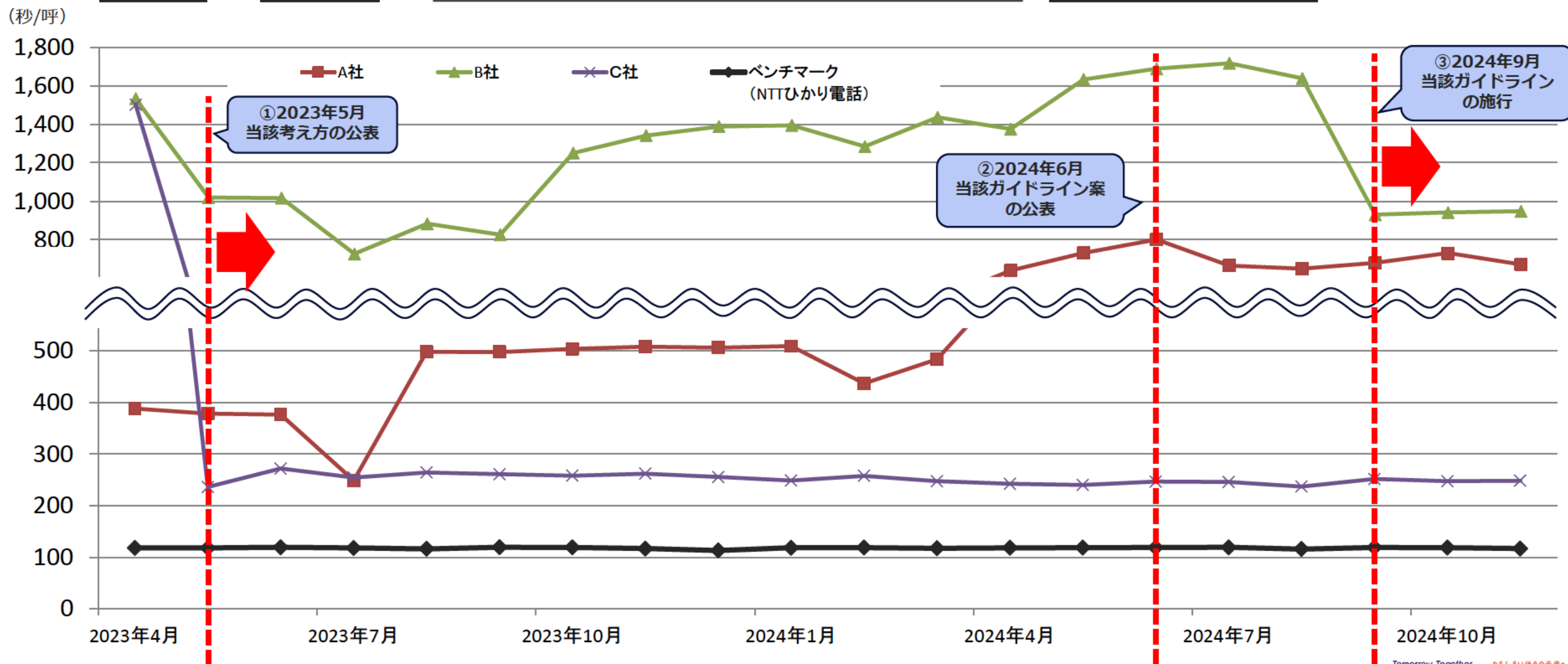
8

- トラヒック・ポンピング疑義事業者のD社・E社は、2022年5月以降収束後、2023年4月以降もベンチマークのNTT東西ひかり電話と比較して特異な推移とはなっていない。



2-1. au発の平均通話秒数推移について

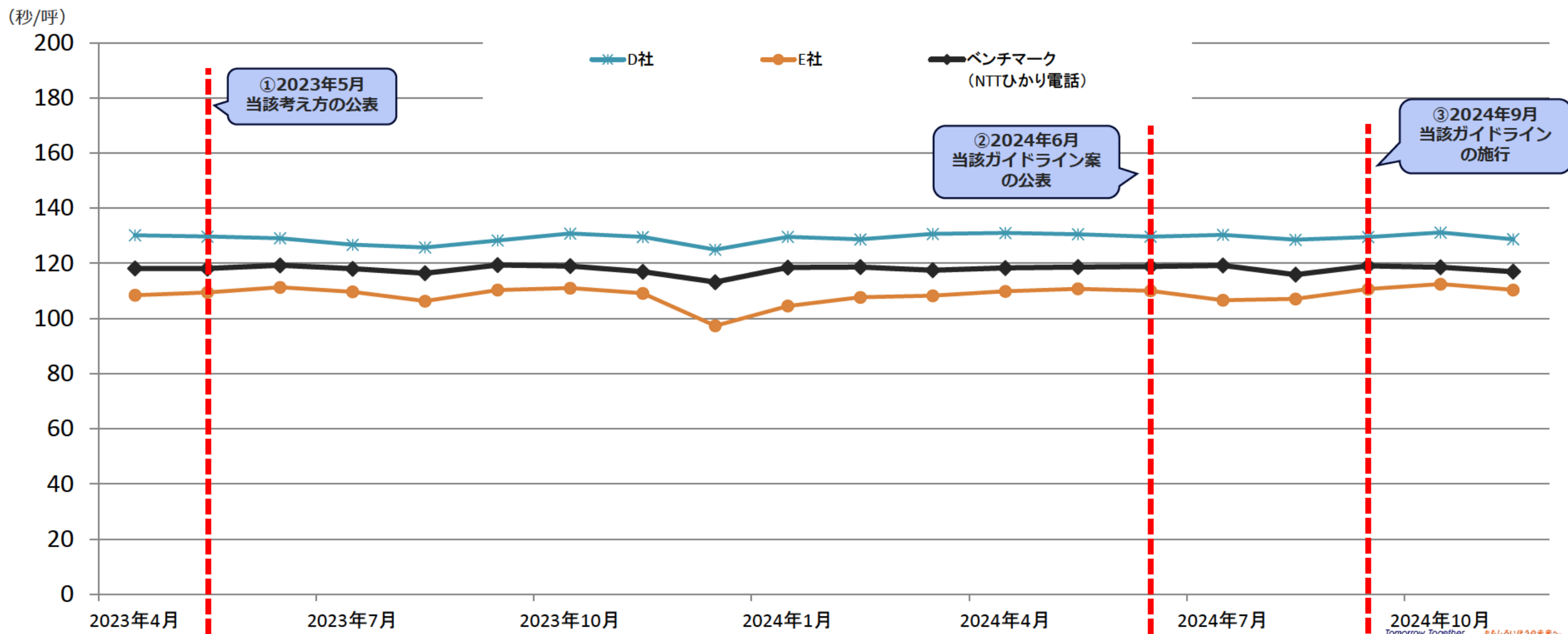
- トラヒック・ポンピング疑義事業者A社-C社は、①当該考え方の公表、③当該ガイドラインの施行のタイミングで変動があった。但しA社とB社は、依然として平均通話秒数が極めて長い状況が継続。引き続き注視が必要。



2-2. au発の平均通話秒数推移について

10

- トラヒック・ポンピング疑義事業者のD社・E社は、2022年5月以降収束後、2023年4月以降もベンチマークのNTT東西ひかり電話と比較して特異な推移とはなっていない。



「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

